

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年四月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九一―一七―一六二

人事院規則九一―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第一条関係） 一〇四（略）	別表第一（第一条関係） 一〇四（略）

五 宮内庁

組織	(略)	京都事務所	(略)
官職	(略)	課長 主任研究官(人 事院の定める ものに限る。)	(略)
区分	(略)	四種	(略)

六〇三十 (略)

三十一 経済産業省

組織	(略)
官職	(略)
区分	(略)

五 宮内庁

組織	(略)	京都事務所	(略)
官職	(略)	課長 (新設)	(略)
区分	(略)	四種	(略)

六〇三十 (略)

三十一 経済産業省

組織	(略)
官職	(略)
区分	(略)

(略)	通商事務所		
	課長	所長	
(略)	五種		三種
(略)	(略)		

三十二～三十四 (略)

三十五 国土交通省

(略)	空港・航空 路監視レ ダ―事務所	所長	官 職	(略)	組 織
(略)	課長	先任航空管制官	官 職	(略)	組 織
(略)	(略)				

(略)	アルコール 事務所	通商事務所	
		課長	所長
(略)	所長	五種	三種
		五種	
(略)	(略)		

三十二～三十四 (略)

三十五 国土交通省

(略)	空港・航空 路監視レ ダ―事務所	所長	官 職	(略)	組 織
(略)	課長	先任航空管制官	官 職	(略)	組 織
(略)	(略)				

次席航空管制技
術官（人事院
の定めるもの
に限る。）

航空衛星セ ンター		
課長 先任施設運用管 理官 先任航空衛星運 用官 次席航空衛星運 用官（人事院 の定めるもの	所長	次席航空管制技 術官（人事院 の定めるもの に限る。）
四種	三種	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三十六〜四十二	(略)	
	(略)	
	(略)	
三十六〜四十二	(略)	
	(略)	に限る。)
	(略)	